湖北小学校 いじめ防止基本方針

【1 いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、常に相対的な人間関係の中で起きる問題であり、学校においては、加害児・被害児共に不足する力をつける必要がある問題である。

【2 いじめ未然防止への取り組み】

ア. 積極的な生徒指導の推進

- ・輝くこほく大作戦により、安心安全な土台づくりをすすめる。
- ・「生徒指導は授業から」を基本として、生徒指導の4つの視点を活用する。(自己決定・自己存在感・共感的人間関係・安全安心な風土)
- ・いじめを絶対に許さない教師の意思表示、いじめを見過ごさないクラスの雰囲気づくりに 努める。
- ・児童会縦割り活動や異学年交流の充実など、児童の自発的な活動を核にした教育活動の充実 等に取り組む。
- ・いじめの未然防止と早期発見のために、日々の児童観察と教師間の情報交換を密にする。 また、アンケートや個別面談を実施する。

イ. 自分の居場所を感じることのできる温かな学級経営の工夫

・児童、教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員、教職員と教職員の校内にお ける温かな人間関係を築く。

互いを認め合う活動 力を合わせた成功体験 小さな目標達成の積み重ね 縦割り活動 学級班活動

ウ. 道徳教育の充実

・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。児童の心を揺さぶる教材や資料に出会わせ、「思いやり」「優しさ」「家族愛」「命の大切さ」等に触れることによって児童自身の生活を振り返らせ、いじめを抑止する。人権週間に合わせて各学年で人権の大切さについて学習を行う。

エ. 情報教育の充実

・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。ルールやモラルを指導 するとともに、平素から情報を得るように心掛け、保護者の協力のもと、関係機関との連携 を図り、速やかな解決に努める。

オ. 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーが積極的に授業を参観し、児童との関わりを深めることで、つなが るきっかけを設ける。
- ・担任との相談を定期的に設けるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによる相談 活動も取り入れていく。

【3 湖北小学校いじめ防止のための組織】

いじめ防止対策推進法第二十二条より、「湖北小学校いじめ対策チーム」(略称 いじめ対策チーム)を設定する。

○いじめ対策チームの構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 該当児童関係教職員 必要に応じて保護者代表としての PTA 会長、地域住民代表としての学校評議員 本校スクールカウンセラー等外部専門家

【4 いじめへの取り組み】

(1) いじめ対策チームを中心とした、いじめへの組織的対応の流れ(別紙)

(2) 早期発見のための計画的取り組み

1学期5月、2学期10月、3学期1月に生活アンケート及び児童面談を実施する。面談は1学期は全児童面談、2学期以降は気になる児童を抽出した面談とする。また、面談の結果は職員間で共通理解を図り、組織で支援できる体制をつくっていく。

【5 重大事態への対処】

〇「重大事態」の定義

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる 場合
- 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 3 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

〇対処

- ◎ 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ◎教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ◎事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ◎調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を 適切に提供する。

【7 いじめに対する組織的な指導体制(構造と役割)】

